

議 決

齋場や琴平岳展望所、社会福祉センターなど7施設の指定管理者の指定についての議案など、9件の議決議案を可決しました。主なものは次のとおりです。

公の施設の指定管理者の指定について

(大村市齋場)

公募、選定審査会を経て大村市齋場の指定管理者を指定。指定の期間は平成22年4月1日から平成25年3月31日まで。

大村市齋場については、平成20年12月定例会において「募集要項に沿っていない申請書を受理しており、適正な選定が行われたとは言えない」との理由で指定管理者の指定についての議案を否決。平成21年度は直営で運営していました。

審査の付託を受けた建設環境委員会では、選定審査会の内容や評価方法について質問。また、人生最後の場である齋場が指定管理者制度になじむかどうか十分検討するよう理事者に要望し、理事者から「平成22年度から平成24年度までの指

定期間が終了するまでに方向性を決定する」との答弁がありました。

大村市齋場



大村市琴平展望所



※指定管理者制度とは、民間企業やNPO法人などの団体にも、公共施設の管理運営を委ねることができる制度。民間事業者の能力や経営ノウハウを活用することにより、施設の利用条件

の改善や管理経費の縮減など、効率的に施設を運営し、多様な市民ニーズに対応するなどの効果が期待されており、大村市では62施設について導入しています。

12月定例会において可決した公の施設の指定管理者

施設の名称	指定管理者	期 間
大村市社会福祉センター 大村市老人福祉センター 大村市心身障害者福祉センター	社会福祉法人 大村市社会福祉協議会	平成22年 4月1日から 平成25年 3月31日まで (3年間)
大村市療育支援センター	社会福祉法人 大村市社会福祉協議会	
大村市勤労者センター	社団法人大村市 シルバー人材センター	
大村市齋場	大村都市開発公社	
大村市琴平岳展望所	株式会社琴花園	

請 願

後期高齢者医療制度に関する請願の件

請願の内容は、後期高齢者医療制度のすみやかな廃止、現行負担軽減措置の継続実施、70歳から74歳までの医療費の窓口負担の引き上げの中止といった内容の意見書を国に提出してほしいというものです。

審査の付託を受けた厚生委員会では、「現時点で従来の老人保健制度に戻すことは不可能であり、新たな医療制度を構築しないまま後期高齢者医療制度を廃止すれば、高齢者の不安を招くことになる」との意見や「国においても新たな高齢者医療制度の創設や保険料軽減措置の継続を表明しており、より良い制度になるよう今後の状況を見極めるべき」との意見など、多くの反対意見が出されました。

採決の結果、委員会、本会議とも不採択となりました。



2010年度の年金確保に関する請願の件

請願の内容は、2010年度の年金減額改定を行わないことを求める意見書を国に対して提出してほしいというものです。

審査の付託を受けた厚生委員会では、紹介議員から趣旨説明及び意見の聴取、理事者から国民年金に関する国への要望状況について説明を求めました。

採決の結果、委員会、本会議とも採択され、議会として国に対し「平成22年度の年金確保に関する意見書」を提出しました。

陳 情

5件の陳情が、各常任委員会に報告されました。

- ・教育環境の整備に関する陳情の件
- ・大村公園内駐車場の有料化に関する陳情の件
- ・美術館建設に関する陳情の件
- ・消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める陳情の件
- ・平和記念館設立についての陳情の件